

北海道トラック協会ファクシミリ通信

第1416号

セーフティ通信

H30. 11. 22
(公社)北海道トラック協会
TEL (011) 511-9784
FAX (011) 521-5810

～一時停止は2度停止！車間距離は4秒間！～

ホームページ <http://www.hta.or.jp/>

冬期における事故防止！

平成30年に入り、事業用貨物自動車が第1当事者の交通死亡事故は、10件発生して、11名の方が亡くなっております。11月18日現在、発生件数は320件(前年同期比-12件)、負傷者数は390人(前年同期比-13人)と昨年に比べ減少しておりますが、本年2月に一般国道においてタンクローリーが赤信号で停車中の軽自動車に追突した事故で一度に2人が死亡、また、11月に入り、大型ダンプの単独路外逸脱でドライバーが死亡、国道337号で大型トレーラが赤信号T字路交差点でRV車と衝突しRV車のドライバーが死亡するなど、平成30年に入り、既に昨年の10人を上回っております。

このような中、北海道運輸局長から平成30年11月15日付、「冬期における事故防止について」と題する通達が当協会長あてに発出されております。

これから本格的な積雪寒冷期を迎えるにあたり、路面の凍結や吹雪等厳しい運行状況となり、重大事故が多発する危険性が高まります。つきましては、今年の発生した事故にも留意して、冬期における輸送の安全確保に万全を期するために下記事項について徹底願います。

北海道運輸局長通達、「冬期における事故防止について」から抜粋。

1 運行管理について

- (1) 異常気象時等における対応を適切に行うため、気象、降雪情報・道路情報等の収集及び乗務員に対する連絡体制を整備する。
- (2) 交差点における右左折時の安全確認、踏切での一旦停止と安全確認、冬道等の道路状況に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離を保持する。
- (3) 運転者に対する点呼は対面によりアルコール検知器を用い確実に実施する。
- (4) 過労運転の防止を図るため、運行計画、経路の設定等にあたっては、冬期の交通環境・異常気象情報等を十分考慮するとともに、運転者の勤務状況及び疲労の程度を適切に把握する。
- (5) 乗務員の健康管理については健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用する。
- (6) 乗務員にシートベルトを必ず着用するよう指導を徹底する。

2 車両管理

- (1) 車輪脱落事故の防止のため、タイヤ交換を行う際には、ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷等を確実に確認した上でホイール・ナットを規定のトルクで締め付けるとともに、交換後50～100km走行後を目安に増し締め等して確認する。
- (2) 車両火災の防止のため、電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行う。

※ 詳細については、当協会ホームページ掲載の通達の写しを参照願います。

運転中、「あ・い・う・え・お」の撲滅！
～あせり・いかり・うっかり・エゴ・おごり～